**遠野市観光PRキャラクター使用取扱要綱**

（趣旨）

第１条　この基準書は、遠野市観光PRキャラクター「イカイもん」（以下、「キャラクター」）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用申請等）

第２条　使用の承認を受けようとする者は、キャラクター使用申請書（様式第１号）に必要な書類を添付して観光マネジメントボード遠野に提出しなければならない。ただし、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、申請不要とする。

(１)　遠野市、観光マネジメントボード遠野が使用するとき。

(２)　遠野市、その他の公共的目的を有する団体が、公共的目的をもって表示する広告物又はその他物件等に使用するとき。

(３)　遠野市内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(４)　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

２　観光マネジメントボード遠野は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、承認するときはキャラクター使用（変更）承認書（様式第２号）により、不承認とするときはキャラクター使用（変更）不承認書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（使用承認の条件）

第３条　観光マネジメントボード遠野は、次の各号をすべて満たす場合に、キャラクターの使用を承認する。

(１)　遠野市または「遠野物語」の認知度向上に貢献するとき。

(２)　遠野市の信用又は品位を害するおそれがないとき。

(３)　法令及び公序良俗に反するおそれがないとき。

(４)　特定の個人、政党、宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがないとき。

(５)　キャラクターのイメージを損なうおそれがないとき。

(使用上の遵守事項)

第４条　キャラクターを使用する者(以下「使用者」)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　キャラクターは、マニュアルに従い正しく使用すること。

(２)　キャラクターを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。

２　第２条第２項の規定による使用の承認を受けた者(以下「被承認者」)は、前項の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　承認にかかる完成品等を提出すること。ただし、完成品等の提出が困難であると認めるものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(２)　承認された用途にのみ使用すること。

(３)　承認によって生じる権利等を第三者に譲渡又は継承しないこと。

(４)　営利を目的として使用する場合は、半期ごとにキャラクター使用商品等販売状況報告書（様式第４号）を提出すること。

（使用承認の変更）

第５条　被承認者が、承認内容を変更しようとするときは、あらかじめキャラクター使用変更申請書（様式第５号）を観光マネジメントボード遠野に提出し、その承認を受けなければならない。

２　観光マネジメントボード遠野は、前項の規定により変更を承認するときはキャラクター使用（変更）承認書（様式第２号）により、承認しないときはキャラクター使用（変更）不承認書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

３　変更申請の承認後においても、被承認者は前条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の差止め等）

第６条　第２条の規定による使用の申請を必要としない使用者が、この要綱に違反したとき、観光マネジメントボード遠野はその使用の差止め請求又は必要な指示等（以下「差止め請求等」）を行うことができる。この場合において、当該使用者は直ちに、その差止め請求等に従わなければならない。

２　被承認者が、この要綱に違反したとき、観光マネジメントボード遠野はその承認を取り消すことができる。

３　観光マネジメントボード遠野は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、キャラクター使用承認取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

４　観光マネジメントボード遠野は、必要な承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止、回収、その他の適切な措置（以下「使用停止等」）を講じることができる。

５　差止め請求等及び使用承認の取消し並びに使用停止等により損害が生じても、観光マネジメントボード遠野は、その責めを負わない。

(使用料)

第７条　キャラクターの使用は、無償とする。ただし、次の各号をすべて満たす場合は有償とする。

(１)　営利を目的として使用するとき。

(２)　遠野市外に事務所を置く事業者が使用するとき。

（使用料）

第８条　キャラクターを商品（販売を目的として製造する製品で、そのパッケージを含むものおよびそれに準ずるものをいう。以下同じ。)に使用する場合の使用料は、商品の販売総額（販売小売価格（消費税を含む）にその予定生産数を乗じて算出される金額）に３パーセントを乗じて得た額とする。

２　使用料は、観光マネジメントボード遠野からの承認後、発行される請求書に基づき、指定する口座に納入すること。

３　前項の規定にかかわらず、観光マネジメントボード遠野は、特殊な事情があると認める商品については、使用料を別途個別に協議の上決定することができる。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。